

令和6年2月22日

健康福祉部企画調整室次長 小林
TEL 076-225-1412 (内線 4020)

令和6年能登半島地震災害義援金（特別給付分）の オンライン等による受付の開始について

2月1日（木）に、石川県令和6年能登半島地震災害義援金配分委員会で決定された、6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の全住民への5万円の配分について、オンライン・郵送による受付を開始するので、下記のとおりお知らせします。

記

1 配分対象及び配分金額

対象	配分額
令和6年1月1日時点で、6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に、住民登録をされていた方	5万円/人

※6市町に住民登録がない場合でも居住実態があったときは、居住を証明する書類（電気・ガス・水道等の料金明細書、民生委員・町内会長による居住証明、通学証明書等の写し等）の提出により、配分対象と認められる場合があります

2 受付開始日

令和6年2月26日（月）

3 受付方法

- ・オンライン申請

URL : <https://ishikawa-gienkin.jp>

- ・郵送申請

郵送先：〒920-0907 石川県金沢市青草町88 近江町いちば館5階
(株)ゼロインフィニティ北陸支社 内
令和6年能登半島地震義援金特別給付分事務局

※窓口申請については、3月中旬頃の開始に向けて調整中です

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に
令和6年1月1日に、住民登録している皆さまへ

令和6年
2/26(月)
オンライン・郵送
受付開始

義援金(特別給付分)配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、ライフライン(上下水道、道路、電気等)に甚大な被害を受け、過酷な生活を強いられてきた6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の皆さまに、第一次配分として決定されました義援金を配分します。

1. 配分対象及び配分金額

対象	支給額
令和6年1月1日時点で、6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)に、住民登録をされていた方	5万円/人

※6市町に住民登録がない場合でも居住実態があったときは、居住を証明する書類の提出により、対象と認められる場合があります。

2. 申請時に必要な書類

申請書(ホームページからダウンロードできます)

対象となる方の身分証明書の写し(コピー)(給付対象者全員分)

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、介護保険証等の写し(コピー)で、住所・氏名・生年月日がわかるもの

振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し(コピー)

代理申請の場合、代理人の身分証明書の写し(コピー)

※代理申請は、法定代理人(成年後見人等)のほか、親族その他平素から本人の身の回りの世話をしている方で、特に認める方に限ります。

住民基本台帳に登録がなく6市町に居住されていた方は、居住を証明する書類の写し(コピー)

電気・ガス・水道等の料金明細書、民生委員・町内会長による居住証明、通学証明書等の写し(コピー)

3. 申請方法

(1) オンライン

[能登半島 義援金 特別給付](#) で検索 もしくは QR から



(2) 郵送

下記に、申請書等をお送りください。

スマートフォンのカメラで読み取ってください

令和6年能登半島地震義援金特別給付分事務局

〒920-0907 石川県金沢市青草町 88

近江町いちば館 5階(株)ゼロインフィニティ北陸支社

(3) 窓口

詳しくはホームページをご確認ください。(2/26 現在、準備中)

4. 支給方法

申請に基づき、口座に振り込みます。

5. 問い合わせ先

専用コールセンター 0120-102-829

受付時間 午前9時～午後6時(土日祝日含む全日)

※詐欺等の犯罪にご注意ください。国・県・市町が、手数料を求めることや ATM の操作をお願いすることは絶対にありません。